伊賀市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

伊賀市職員の給与の臨時特例に関する条例を次のとおり制定しようとする。 平成25年6月17日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員の給与の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)において、職員の給料その他の給与を減ずる措置を講ずるため、伊賀市職員の給与に関する条例(平成16年伊賀市条例第59号。以下「職員給与条例」という。)の特例を定めるものとする。

(給与の額の特例)

第2条 特例期間における職員給与条例第3条第1項第1号及び第2号に規定する給料表の適用を受ける職員(以下「当該職員」という。)の給料月額は、職員給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額から、当該額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額を減じた額とする。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	1級から3級まで	100分の3.5
	4級	100分の5.5
	5級	100分の6.5
	6級	100分の8.5
	7級	100分の9.5

教育職給料表	1級から3級まで	100分の6.5
--------	----------	----------

- 2 特例期間において、職員給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給については、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減じた額とする。
  - (1) 管理職手当の月額 当該職員の管理職手当の月額に100分の5を乗じて得た額
  - (2) 地域手当の月額 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給 減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の 5を乗じて得た額
  - (3) 職員給与条例第20条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ、当該アからウまでに定める額
    - ア 職員給与条例第20条第1項 前項及び前各号に定める額
    - イ 職員給与条例第20条第2項及び第3項 前項及び前号に定める額に100分の80 を乗じて得た額
    - ウ 職員給与条例第20条第4項 前項及び前号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 3 特例期間における職員給与条例第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員 給与条例第15条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、当該額に 当該職員の支給減額率を乗じて得た額を減じた額とする。
- 4 特例期間における職員給与条例第12条から第14条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与条例第15条の規定により算出した額とし、当該職員の支給減額率を適用しないものとする。

(部分休業をしている職員の給与の額の特例)

第3条 特例期間における伊賀市職員の育児休業等に関する条例(平成16年伊賀市条例第47号)第23条の規定の適用については、同条中「給与条例第15条」とあるのは、「伊賀市職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年伊賀市条例第号)第2条第3項」とする。

(介護休暇をしている職員の給与の額の特例)

第4条 特例期間における伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成16年伊賀市 条例第46号) 第16条第3項の規定の適用については、同条中「同条例第15条」とある のは、「伊賀市職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年伊賀市条例第 号)第2条第3項」とする。

(修学部分休業をしている職員の給与の額の特例)

第5条 特例期間における伊賀市職員の修学部分休業に関する条例(平成17年伊賀市条例 第54号)第3条の規定の適用については、同条中「給料の月額(給料の調整額及び教職 調整額を含む。)」とあるのは、「給料の月額(給料の調整額及び教職調整額を含み、 伊賀市職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年伊賀市条例第 号)第2条第1項 に規定する当該職員の支給減額率を乗じて得た額を減じた額)」とする。

(端数計算)

第6条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。